

一般財団法人島根県建築住宅センター B E L S 評価業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人島根県建築住宅センターB E L S 評価業務規程（以下「規程」という。）に基づき、一般財団法人島根県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施するB E L S 評価業務に係る評価料金について、必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 削除

第2条の2 規程第12条第1項の評価料金（以下「料金」という。）の額は、別表1又は別表2に掲げる額とする。なお、別表に明記されていない料金については、別途協議により決定する。

(変更料金)

第3条 B E L S 評価書が交付された後に行う計画の変更に係る料金の額は、当初の申請に係る料金の額の2分の1の額とする。

(再発行料金)

第4条 B E L S 評価書の再発行を行う場合の料金の額は、一通につき2,200円（税込）とする。

(プレート等料金)

第5条 規程第11条に定めるプレート又はシールを希望する場合の料金は見積とする。

(料金の支払方法等)

第6条 料金の支払方法及び支払期日は、一般財団法人島根県建築住宅センターB E L S 評価業務約款に定めるものとする。

2 前項に定める銀行振込に係る振込手数料は、依頼者の負担とする。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

この規程は、令和7年11月28日から施行する。

別表 1 (非住宅)

単位：円（税込）

申請方法	
単独申請	併願申請※
センターの「建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程 別表3 判定料金（非住宅）」による	33,000円

※ 併願申請はセンターへ「建築物エネルギー消費性能確保計画」の申請を同時に提出する場合（ただし、設計図書及び計算書が同一であるものに限る。）

別表 2 (住宅)

単位：円（税込）

種別	申請方法	
	単独申請	併願申請※ ¹
一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分が一戸	35,000	17,000
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分が二戸以上	$35,000 \times N$ ※ ²	$17,000 \times N$ ※ ²
複合建築物 (住宅+非住宅)	別表1の額と別表2の額の合計	

※¹ 併願申請はセンターへ行う以下のいずれかの申請を同時に提出する場合（ただし、設計図書及び計算書が同一であるものに限る。）

- ・設計住宅性能評価
- ・長期優良住宅における長期使用構造等確認
- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
- ・適合証明の設計検査
- ・建築物エネルギー消費性能確保計画

※² Nは対象戸数